第1章 基本的事項

○趣 旨

<u>県は市町とともに、</u>2018 年度からの新たな国保制度を将来にわたって持続可能で、 県民が安心して医療を受けられる制度とする

○方針の対象期間

2021 年度から 2023 年度までの3年間

○根拠法

国民健康保険法第82条の2

第2章 国保の医療に要する費用 及び財政の見通し

国保の医療費等の現状と将来の見通しを示し、県・市町の財政収支に係る事項を定める。

- 1被保険者等の状況、医療費の動向及び見通し
- 2財政収支の改善に係る基本的な考え方
- 3 赤字解消・削減の取組
- 4財政安定化基金の活用

第3章 保険料の標準的な算定方法

取組等(法令及び国策定要領に基づき構成)

当面の納付金・標準保険料率の算定方法と保険料水準の考え方等を定める。

- 1 納付金及び標準保険料率の算定方法
- 2保険料水準についての考え方
- 3「保険料」「保険税」方式

収納率目標を設定し、収納率向上の取組を定める。

第4章 保険料の徴収の適正な実施

- 1 収納率目標
- 2 収納対策の取組

第5章 保険給付の適正な実施

法令に基づき確実に実務を行う取組や広域的な対応により効率化するための取組などを定める。

- 1 療養費の支給の適正化
- 2診療報酬明細書(レセプト)点検の充実強化
- 3第三者行為求償事務の強化に資する取組
- 4高額療養費の多数回該当の取扱い
- 5県による保険給付の点検
- 6 不正請求に係る費用の返還を求める取組

第6章 医療に要する費用の 適正化の取組

国保財政の安定的な運営のため、医療費の適正化の取組を定める。

- 1 医療費通知の実施、後発医薬品(ジェネリック医薬品) の普及促進
- <u>2特定健康診査の受診率及び特定保健指導の</u> 実施率の向上
- 3重複服薬者等に対する取組
- 4糖尿病性腎症重症化予防の取組
- 5保健事業の実施計画 (データヘルス計画) の活用
- 6保健事業の先進的事例の横展開

第7章 国保事業の広域的及び 効率的な運営

広域的及び効率的な運営をするための取組を 定める。

- <u>1マイナンバーカードの被保険者証利用</u> (マイナ保険証)
- 2 保険料の減免基準の標準化
- 3一部負担金の減免基準の標準化
- 4保険者共同処理事務の推進
- 5標準準拠システムの導入

第8章 保健医療サービスに関する 施策等との連携

健康課題の把握や健康づくりの取組、地域包括ケアシステムの推進を定める。

- 1 しずおか茶っとシステム、KDBシステムを 活用した健康課題の把握
- 2被保険者の健康づくりに向けたインセンティブ の提供
- 3地域包括ケアシステムの推進
- <u>4高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</u> <u>の推進</u>

各項目で「現状等」を記載、「取組」「目標」を設定

第9章 関係市町相互間の連絡調整等

○県と市町との協議

国保運営方針連携会議を継続開催

○方針の見直し

対象期間中においても見直しを行うことができる

○PDCAサイクルの実施

♪Plan (計画)運営方針により実施目標を設定

Oo (実施)運営方針に基づいた実施

<u>Check (評価)</u> 市町が取組状況を評価し県へ報告、県国保運営協議会への意見聴取、 県が目標の達成状況評価

↑Action(改善)課題の抽出と分析・改善策の検討、県の指導・助言、実施目標の見直し

○広報、啓発

○他の医療保険者、関係団体との連携

○県医療費適正化計画等の他計画と整合

○保険者努力支援制度の活用